

京都大学女性エグゼクティブ・リーダー育成コンソーシアム 規約

2023年5月1日制定

2025年3月14日改訂

(目的及び設置)

第1条 女性エグゼクティブ・リーダー育成を目的として、「京都大学女性エグゼクティブ・リーダー育成コンソーシアム」(以下「本コンソーシアム」という。)を京都大学大学院経営管理研究部に設置する。

(代表者)

第2条 本コンソーシアムの代表者を京都大学大学院経営管理研究部・教授 Asli M Colpan とする。

(会員)

第3条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの目的に賛同する次の者により構成されるものとする。
なお、年会費は原則として各年4月1日から翌年3月31日までの分とする。

(1) 代表者

(2) 法人会員 (企業等の法人)

年会費及びカリキュラム (講座) への受講可能人数

正会員：250万円、2名まで (追加1名につき80万円を加算)

正会員のみオブザーバー参加が可能 (原則1名まで)

準会員：150万円、1名まで

※原則として、連結子会社および関連会社を含むグループ会社であれば、そのグループ会社社員を受講可能とする。

(3) 個人会員 (大学研究者、政府機関等の非営利法人などで本コンソーシアムに貢献すると代表者が認めた個人) 年会費：無料

(入会等)

第4条 本コンソーシアムにおける入会等については次のとおりとする。

なお、退会、解散後も第10条の秘密保持義務は遵守しなければならない。

(1) 入会 入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表者がこれを承認することで入会とする。

なお、入会承認後に京都大学が発行する請求書に基づき年会費を支払うものとし、年度更新を希望しない場合は、原則として2か月前 (各年2月1日) までに代表者に申し入れるものとする。

(2) 退会 退会を希望する者は、年度更新にかかわらず代表者に申し入れることによりいつでも退会できる。

なお、代表者は本規約に違反するなど、本コンソーシアムの活動に支障があると判断した法人会員を退会させることができる。

(3) 解散 代表者は各会員と協議のうえ、本コンソーシアムを解散できるものとする。なお、京都大学の責により年度途中で解散するときは、年会費の一部を返還する。

(会員への提供)

第5条 本コンソーシアムは法人会員に対して次の活動を行う。

- (1) 本目的に関連するカリキュラム（講座）の提供
- (2) 本目的に関連する研修講義の提供（法人正会員のみ）
- (3) 法人会員の名称を経営管理大学院ホームページに掲載（希望する法人正会員のみ）
- (4) 本コンソーシアムが開催する教育事業への参加
- (5) その他、代表者が必要であると判断した活動

代表者もしくは法人会員による提案にて特別な活動を実施する場合、代表者は当該活動に参加を希望する会員に対して、年会費とは別に負担を求めることができる。

(運営及び事務局)

第6条 本コンソーシアムの運営は、代表者の指示により事務局である京都大学が担当する。なお法人会員は、代表者及び事務局に対して意見、提案を行うことができる。

(公表事項)

第7条 本コンソーシアムの概要並びに参加する会員名は、原則公表するものとする。ただし、非公表を希望する会員を除く。

(総会)

第8条 代表者もしくは複数の法人会員の発議により、総会を開催する。

(知的財産権)

第9条 本コンソーシアムの活動により生じた発明等については、当該発明等に係る関係者間の協議により、その帰属や持ち分を定めることとする。

(秘密保持)

第10条 本コンソーシアムの活動において取り扱う情報は、原則として法人会員の法人内までの開示とする。ただし、カリキュラム（講座）の内容については、受講者限りの開示とする。開示者が受領者に秘密情報である旨を事前に伝え、受領者が同意し受領したものは秘密情報として取り扱うものとし、その秘密保持期間は指定が無い場合には5年間とする。

(期間)

第11条 本コンソーシアムは、2023年5月1日から2029年3月31日まで実施する。なお、代表者の判断により延長をすることができる。

(免責)

第12条 本コンソーシアムの活動は、すべて各会員の自己責任において遂行されるものであり、いかなる事故や損傷などが生じても本コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第13条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項につい

ては代表者及び法人会員が協議の上、解決するものとする。

以 上